

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
議第 6号 三条市環境審議会委員の推薦について
議第 7号 三条市農業再生協議会委員の推薦について

- 報告事項 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農政対策部会の結果報告について
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 4号 農地法適用外事実確認証明について
報第 5号 農地潰廃通報について
報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |

23番	田邊	稔	委員	24番	阿部	銀次郎	委員
25番	清野	秀作	委員	26番	星野	英治	委員
27番	内山	敏雄	委員	28番	渡邊	勝夫	委員
29番	熊倉	睦	委員	30番	原田	勝	委員
31番	小林	茂宏	委員	32番	坂井	浩行	委員
33番	横山	一雄	委員	34番	廣川	哲也	委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水	学
経営基盤係副参事	渡辺	正美
経営基盤係主任	小熊	美栄子
経営基盤係 一般任用主事	左居	香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時40分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名で欠席ゼロです。会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。13番、原正利委員、24番、阿部銀次郎委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速に議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、27番、内山敏雄委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前9時33分 27番内山敏雄委員退席)

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

1ページをご覧願います。今月の申請は所有権移転1件、面積3,394㎡であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であつせん委員より報告をいただい

た案件であります。

19番は、岩淵地内の農地1筆、3,394㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、村山代理の席の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、7月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時35分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、面積3,394㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いいたします。

（午前9時38分 27番内山敏雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のと

おり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。今月の申請は6件で、合計面積7万1,066.68㎡であります。

2ページにお戻りをお願いいたします。17番は、五百川地内の農地3筆、600㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

18番は、下保内地内の農地4筆、3,924㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

次の19番から、4ページの22番までの4件につきましては、それぞれ譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

19番は、西鱒田地内外の農地計19筆、1万8,586㎡、20番は上須頃地内外の農地計22筆、1万4,379㎡、21番は吉野屋地内の農地計23筆、1万2,419.68㎡、22番は南中地内外の農地計11筆、2万1,158㎡、以上4件はそれぞれ譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの4件、合計件数6件、面積7万1,066.68㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにして発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

5ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積1,348㎡であります。

2番は、下須頃地内の農地3筆、276㎡を南側既存宅地826㎡と一体利用し、住宅1棟、農作業所1棟及び物置1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、須頃保育所北西250m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があり、かつ申請地東側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、下須頃地内の農地2筆、1,072㎡をアパート1棟、自転車置き場1棟及び駐車場16台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、須頃保育所北西250m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があり、かつ申請地東側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積1,348㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

7ページをご覧ください。今月の申請は7件で、合計面積3,870.91㎡であります。

6ページにお戻りをお願いします。18番は、北野新田地内の農地1筆、49㎡を使用貸借権の設定により、東側既存宅地520.98㎡と一体利用し、住宅1棟及び既存住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第四中学校北側1,000m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

19番は、上保内地内の農地1筆、56㎡を売買により取得し、東側既存宅地53㎡と一体利用し、駐車場2台及び雪おろし場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、保内駅南東100m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20番は、小古瀬地内の農地1筆、238㎡を贈与により取得し、駐車場5台及び乗り入れ道路拡幅の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国道8号荻島交差点西側700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

21番は、福島新田地内の農地1筆、154㎡を売買により取得し、モデル住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市役所栄庁舎北側900m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されま

す。

22番は、大面地内の農地6筆、1,691.91㎡を売買により取得し、南側既存宅地1,024㎡と一体利用し、駐車場51台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大面小学校南東1,000m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

23番は、蔵内地内の農地2筆、497㎡を売買により取得し、住宅1棟、車庫1棟及び通路・庭等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大面小学校北側1,000m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24番は、南中地内の農地2筆、1,185㎡を贈与に取得し、堆肥舎2棟及び通路、屋外作業場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、飯田小学校南東1,100m付近で、10ha以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が農業用施設である堆肥舎を整備するものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積3,870.91㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

なお、20番、村井善一郎委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午前9時50分 20番村井善一郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

今回ご審議いただく案件の中には土地改良事業完了後、8年未経過の土地はございませんので、申し添えます。

8ページをご覧願います。最初に、三条地区の案件についてご説明をいたします。三条地区でご審議いただく案件は、重要変更2件であります。

1件目についてご説明をいたします。申請者は、〇〇〇〇さんであります。位置につきましては、9ページ、変更（案）箇所詳細図（1）をご覧ください。申請土地は、東本成寺277-1の内で、地目は田、面積は468㎡で、総合福祉センター南西200m付近に位置しております。申請者は、現在東本成寺地内の両親宅に長男家族と姉家族と同居しておりますが、同居する長男家族の子供の成長に伴い、現住宅では手狭になったことから住宅を建築し、独立するものでございます。位置選定に当たり、実家付近の農振白地地内を検討されたものの、所有者の利用予定があることや地権者の同意が得られなかったことから断念し、土地所有者の実父の同意を得て選定されたものでございます。施設の概要は、住宅1棟と車庫1棟であります。

続きまして、2件目についてご説明をいたします。申請者は、〇〇〇〇さんであります。位置につきましては、10ページ、変更（案）箇所詳細図（2）をご覧ください。申請土地は、東本成寺277-1の内で、地目は田、面積468㎡で、総合福祉センター南西200m付近に位置しております。申請者は、現在東本成寺地内の両親宅に長男家族と弟と申請者家族で同居しておりますが、同居する長男家族の子供の成長に伴い、現住宅では手狭になったことから住宅を建築し、独立するものでございます。位置選定に当たり、実家付近の農振白地地内を検討されたものの、所有者の利用予定があることや地権者の同意が得られなかったことから断念し、土地所有者の実父の同意を得て選定されたものでございます。施設の概要は、住宅1棟と車庫1棟であります。

次に、下田地区についてご説明をいたします。11ページをご覧願います。下田地区でご審議をいただく案件は、重要案件1件であります。

申請人は、長岡地域振興局長であります。位置につきましては、12ページ、変更（案）箇所詳細図（3）をご覧ください。申請土地は、北五百川字吉田1417、地目は田、面積は393㎡で、北五百川集落から北東側約500mに位置しており、平成23年7

月の集中豪雨による被害箇所周辺であります。今後さらなる危険性があるため、周辺に谷どめ工を実施し、災害防止を図ることから、当該土地を森林法による保安林指定を行うものでございます。

なお、本案件につきましては本年5月の総会におきまして非農地決議をしておりますが、改めて三条市長より、農業振興整備計画における農用区域から除外したいとのことで意見を求められているものでございます。

以上、合計3件であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数2件、面積936㎡、下田地区で件数1件、面積393㎡、合計件数3件、合計面積1,329㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午前9時57分 20番村井善一郎委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『三条市環境審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、ご説明をいたします。

当審議会は、三条市における環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために設置されたものであり、地域環境総合計画の策定及び変更に関する審議や、その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議する組織であります。

環境審議委員につきましては、任期2年として、これまで平成27年8月10日から平成29年8月9日までの間、要は就任をさせていただいているところでございまして、このたび任期が満了になることから、改めて推薦依頼が三条市長より参っているところでございます。

今現在委員に就任されている方は、15番、刈屋委員でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市環境審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いしたいと思います。

しばらくの間、休憩します。

（午前9時59分から午前10時01分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、刈屋一夫委員が留任することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、15番、刈屋一夫委員を推薦しますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』ご説明をいたします。

当協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に

資することを目的とした組織であります。

これまで同協議会委員につきましては、平成27年6月29日から平成29年6月28日までの期間に委嘱をされているものでございまして、このたび任期満了しておりますので、改めて農業再生協議会より委員の推薦依頼が参っているところでございます。

任期につきましては2年となりますが、先ほどこよつと議第6号のほうで申し上げるところを忘れておりましたが、同じく2年でございますが、当農業委員会委員の任期であります30年4月30日までが任期となるものと考えておるところでございます。

再生協議会委員につきましては、現在6番、野崎文夫委員、それから2番、村山佐喜雄委員、それから15番、刈屋一夫委員が委員とこれまでなっておったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市農業再生協議会3名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いいたします。

しばらくの間、休憩します。

（午前10時02分から午前10時03分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、3名全員が留任することで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、2番、村山佐喜雄委員、6番、野崎文夫、15番、刈屋一夫委員、以上3名を推薦しますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いいたします。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

どうも改めまして、おはようございます。

農政対策部会は、7月20日の午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、

野崎会長、村山会長代理の出席を得て開催いたしました。

議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成29年度利用状況について及び平成29年度作況調査についてであります。

最初に、利用状況調査についてご報告いたします。平成28年度の改正農業委員会法の施行により、「農地利用の最適化」が農業委員会の業務として必須化され、あわせて遊休農地に対する固定資産税が強化されたことから、一層の優良農地の確保と農地の利用調整を図るための着実な取り組みが求められています。こうした改正の目的を踏まえ、遊休農地の実態把握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用発生防止等を的確に実施するため、農地パトロールを実施するものとします。

本日午後の調査内容につきましては、1つ目として、新たな荒廃農地の把握。

2つ目は、平成27年度において利用意向調査から外した農地のうち、1筆が10a以上の遊休農地や10aに少し足りない農地でも遊休農地が連たんし、一体的な利用が可能な農地については利用意向調査の対象とすることとしました。調査をお願いします班の封筒に、調査に必要な書類が入っていますので、よろしく願いいたします。

3つ目は、前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握です。こちらも調査をお願いします班の封筒に、調査に必要な書類が入っております。

4つ目は、農地の違反転用の早期発見と是正指導です。

本日は、午後1時に三条地区の会場は厚生福社会館2階第2集会室、栄地区の会場は今年度は農村環境改善センター1階和室会議室です。栄地区は、昨年度と会場が違いますので、お間違いのないようお願いいたします。下田地区は、下田庁舎3階302会議室に集合していただきと思います。各会場におきまして事務局からパトロール方法について説明を受けた後、それぞれ担当地域内のパトロールをしていただきます。パトロール終了後は、各地区でパトロールの報告と検討会をお願いいたします。

次に、作況調査についてご報告いたします。今年度の作況調査は、昨年同様圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきます。

実施日は、8月31日、総会后といたしました。作況調査を行う圃場は、三条、栄、下田地区それぞれ2カ所、品種はコシヒカリBLと新之助といたしました。また、作況調査の後に、見附市にあるJAにいがた南蒲の「種子センター」と、その種子で栽培している圃場を視察する予定です。調査終了後は、作況調査検討会を実施いたします。

以上で農政対策部会からの報告を終わらせていただきます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

刈屋委員、どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いいたします。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。8月24日午前9時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会の閉会いたします。

午前10時13分 閉会

会議の・末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（13番）

議事録署名委員（24番）
